

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年7月14日
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町元 孝二
【本店の所在の場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネージャー 森本 安則
【最寄りの連絡場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネージャー 森本 安則
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 1,540,755円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 280,300,755円  (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

##### （1）【募集の条件】

発行数	303個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	1,540,755円
発行価格	新株予約権1個につき5,085円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.5085円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年8月1日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アサヒ衛陶株式会社 企画管理部 堺市美原区小平尾451番地
払込期日	平成23年8月1日（月）
割当日	平成23年8月1日（月）
払込取扱場所	株式会社近畿大阪銀行 天下茶屋支店

（注）1．第1回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成23年7月14日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	アサヒ衛陶株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,030,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は新株予約権1個10,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、92円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所市場第二部（以下「大証二部」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>280,300,755円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成23年8月1日から平成25年7月31日（但し、平成25年7月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アサヒ衛陶株式会社 企画管理部 堺市美原区小平尾451番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社近畿大阪銀行 天下茶屋支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、大証二部における当社普通株式の普通取引終値が153円を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

## （注）1．本新株予約権の行使指示

当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社グループの資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は、割当予定先との間で締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）に基づき、当社の裁量により、割当予定先に5日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の大証二部における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の大証二部における当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示出来ず、行使指示の上限株式数はマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と有限会社上中産業が締結した株式貸借契約の範囲内（200,000株）としております。

## 2．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

## 3．本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降はいつでも、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。当社といたしましては「第3第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (4) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降において譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当予定先が確保できた場合にはマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、譲渡先に上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 4．本新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

(2) 本新株予約権の行使により新株予約権が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法並びに当社定款の定めによることとする。

## 5．本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## 6．その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
280,300,755	22,438,000	257,862,755

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額1,540,755円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額278,760,000円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳
- a. 新株予約権に関わる設計・評価料等 4,500,000円  
株式会社ブルータス・コンサルティング  
東京都港区 代表取締役 野口 真人
  - b. ファイナンシャルアドバイザー報酬 14,938,000円  
株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー  
東京都港区 代表取締役 野口 真人  
(ファイナンシャル・アドバイザー費用には成功報酬13,938,000円が含まれております。成功報酬は、本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた場合に、払込金額の5%を支払うものとされております。)
  - c. 弁護士・登記関連費用 1,800,000円
  - d. その他諸費用 1,200,000円
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。



## （２）【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額	支出予定時期
情報システム整備のための設備資金	52百万円	平成23年10月～平成24年5月
ベトナム子会社設立に伴う出資等	25百万円	平成23年7月～平成24年6月
海外市場開拓運転資金	50百万円	平成24年7月～平成25年11月
人事制度等整備のための運転資金	30百万円	平成23年8月～平成24年2月
提携・事業買収のための資金	100百万円	平成24年1月～平成24年11月

調達する資金約2億57百万円は、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本新株予約権の発行の目的及び理由」で記載しておりますように、「第2の創業」を推進し、中期的に売上高で50億円、営業利益2億50百万円を達成するための戦略投資資金として主に活用する予定であります。また、財務体質を強固なものとし、財務諸表に対する継続企業の前提に関する注記の記載を解消することも狙いとしております。

情報システム等整備のための設備資金：52百万円

長年放置されてきた情報システムへの投資は、当社にとって急務であります。会計・財務・販売管理・外注及び在庫管理のソフトを早期に導入いたします。当然ながら、当社の身の丈に合った簡易型のソフトを、当社の業務がついていけるスピードでフェーズを切った導入を、平成23年10月から平成24年5月で計画しております。

ベトナム子会社設立に伴う出資資金等：25百万円

将来的には全社売り上げの1割程度は海外市場への販売で達成していきたいと考えております。ベトナム現地法人（ピナアサヒ）の立ち上げの事務所倉庫・初期在庫の確保、展示会出展・カタログ作成、出張諸経費、現地スタッフ人件費等を資本金の出資、貸付金等で平成23年7月から1年間で25百万円を投資していければ、既に引き合いも多く、展示会への参加やサンプルルームへの納入等調査段階よりも早いスピードで立ち上がりつつある現状よりも、さらに効率・効果的に現地の代理店網を構築可能と思料しております。

海外市場開拓運転資金：50百万円

大阪本社内に海外事業戦略室を立ち上げ、ベトナム法人の支援及び他のアジア・中国市場への販売の準備をしていきたいと考えており、人材の確保、商材の確保、海外への販売準備等に必要な資金として平成24年7月～平成25年11月で50百万円を見込んでおります。

人事制度等各種社内制度・仕組みの整備資金：30百万円

人事制度等各種社内制度・仕組みも外部の専門家の支援も受けながら大きく改善していくことが不可欠になっており、社労士・会計士、コンサルタント会社による制度の見直し、構築にかかる費用として30百万円を平成23年8月から24年2月に見込んでおります。

積極的な提携・事業買収のための資金：100百万円

長期低迷を続けてきた当社ですが、経営革新及びその成果としての業績の大幅な改善、現『経営陣』に対する信頼の醸成を受け、社外から資本・業務提携のお話を頂戴できるようになってまいりました。当社ではこれらの提案を受け、コアビジネスである衛陶のみならず、水回り周辺の住宅設備機器への展開も視野に入れつつ、積極的な資本・業務提携及び事業買収の機会を模索しております。現在具体化している案件としては、住宅機器関連事業会社の素材事業の一部事業買収があり、今後も複数の提携・買収案件に対して資金を投下することにより、成長の起爆剤としていきたいと考えております。つきましては、今後の買収費用及び調査・コンサルタント費用等100百万円を、平成24年1月から11月にかけて見込んでおります。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業計画を確実に行うことで継続企業としての礎を築いていけるものと考えております。

なお、上記資金使途は、平成25年11月期までに生じ得る資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の振分ける金額の内訳については変更する可能性があります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成23年7月14日現在）	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 （以下「マイルストーン社」といいます。）
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

## 「当社の現在位置について」

当社は、江戸時代の享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、昭和25年に株式会社へ改組後、現在は主に水洗便器、洗面化粧台、水洗金具等の企画開発、製造販売及び仕入販売を主な事業内容とし、得意先からの厳しいコスト・品質要求に応えるべく、中国、韓国、ベトナム、タイ、フィリピンなど多くのアジア諸国から陶器、温水洗浄便座、水栓金具等様々な商品を積極的に調達しております。当社の企画・開発から製造・販売までの機動性の高い対応力は大手住宅メーカー、ホームセンター等の多くの得意先から評価を受けております。しかしながら、衛陶メーカーとしての長い歴史への拘泥と創業家出身の経営者による強烈なトップダウン型のマネジメントを背景に、当社は、平成13年11月期から平成22年11月期までの10事業年度のうち、平成15年11月期を除き、継続的に営業損失を計上してまいりました。長期低迷を続け、借入資金の返済猶予を受ける状況から脱することができなかった当社に対する、金融機関・証券会社・監査法人等の見方・対応は非常に厳しく、前向きな投資資金はもちろんのこと日々の資金需要に対する資金手当てにも支障をきたす状況が続いておりました。かかる状況を受けて、当社会計監査人の指摘により、平成17年11月期以降、当社の財務諸表に対して、継続企業としての前提に関し重要な疑義が存在する旨の注記が付されております。そのような経営状況のもと、情報システムを含めた社内インフラへの戦略投資などは長年行われておらず、各種制度・仕組みなども機動的なものとは言えない形となっておりました。

このような状況からの脱却を図るため、当社は今期より経営体制を一新し、長年営業部門を牽引してきた町元を代表取締役を選任するとともに、経営革新やアジア事業展開に造詣の深い社外の人材も取締役として招聘いたしました。また、従来より強烈なトップダウン経営の弊害により主要部門・機能での現場マネジメント力が大幅に弱体化していた反省に基づき、各部門・機能から選抜したリーダーを執行役員といたしました。5名の執行役員及び社長室に帰属する3名のマネジャーは、取締役とともに『経営陣』として意識を明確に持ち、強いリーダーシップと改革・業績に対するコミットメントを発揮しております。

これに先立ち、平成21年には金融機関のご指導もあり、衛陶メーカーとしての当社のシンボルだった大阪の衛陶工場を閉鎖し、アジア（中国、タイ、ベトナム等）の委託生産先からの調達に切り替えております。その背景としては、自社の衛陶工場を有していたために、過剰品質とも言える相手方ブランドによるOEM生産の受託や、衛陶事業では通常行わな

い多品種少量生産なども行っていたという問題が挙げられます。また、工場の稼働率を維持・向上させるために、営業部門においても売り上げ重視指向が顕著となり、収益性があるそかにされていたことも、工場閉鎖に至った背景の一つであります。

以上のリストラクチャリングは一定の効果を上げたものの、中国等における人件費・資材価格が高騰し、加えて従前の売り上げ重視指向や多品種少量生産指向が抜けきらない中で、アジア各国の委託生産先との価格交渉も厳しいものとなってきております。現在、全体の売上に対し衛生陶器の占める割合は15%程度となっておりますが、新しい体制の中での衛陶事業の見直しや営業の核となりうるような新しい商材の獲得・育成が急務となっております。

「第2の創業の基本方向性」

本上期、『経営陣』（取締役、執行役員、社長室マネジャー）は、“第2の創業”を全社の合言葉として社内に浸透させつつ、不退転の覚悟を持って経営革新に取り組んでまいりました。具体的な施策としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・常に利益を意識した営業活動への転換
- ・製商品のコストダウンを強く意識した、アジア地域を軸としたサプライチェーンの強化
- ・多品種化し、在庫の積み上げの大きな要因となっていた製品・商品戦略の抜本的な見直し
- ・購買・調達部門と営業部門間の垣根の撤廃
- ・会計・財務・販売管理・在庫・組み立て加工などの社内業務フローの見直し
- ・社内に数多く見られた無理・無駄のゼロベースからの見直しによるコストダウン
- ・製造業者から企画開発・組立て・販売型企業への転換を支える社内の仕組み・制度の導入
- ・タコつぼ型の組織から脱却し、取締役・執行役員＋マネジャー・リーダー層＋現場社員の3層構造によるチーム力の大幅向上
- ・ベトナム・台湾・中国などの海外市場への展開のための調査・準備（ベトナム販社の設立）

これらは全て長年染み付いてきた当社の“常識”“当たり前”に対する挑戦でもありましたので、現場での反発や戸惑いも多く見られましたが、『経営陣』は一丸となって取り組んでまいりました。その結果、本上期は従来予想を大幅に上回る売上高及び利益を達成しており、通期でも過去にない良好な見通しとなっております。

（%表示は通期は対前期、第3四半期累計期間は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
第3四半期累計期間	2,495	12.2	87	-	87	-	81	17.3
平成23年11月期（予想）	3,264	9.8	102	-	100	-	92	187.1

このように、実際に改革の成果が具体化するにつれて、現場の意識も大きく変化してきており、『経営陣』のみでなく、全社一丸となって“第2の創業”を推進していくスタートラインにようやく立つことができたものと考えております。第2の創業の目指すべき中期目標（3～5年）は、

- ・海外市場の取り込み
- ・積極的な社外との提携（資本・業務）
- ・営業及び企画開発機能をバックアップする社内インフラの整備（情報システム/各種制度・仕組み）

を3つの柱とし、売上高で50億円、営業利益で2億50百万円を目指してきたいと考えております。

#### 「本新株予約権発行の理由」

本上期の経営改革及びその成果としての業績の大幅な向上により、株価（企業価値）が大きく改善したのみではなく、金融機関の当社に対する見方も大きく変わってきております。その一例として、東日本大震災に関係します需要増に対応するための資金需要の急増に対し、日本政策金融公庫より新規に158,200千円の借入れも行うことができました。社内改革によるキャッシュフローの改善と今回の新規借入れによって、国内の従来事業のための必要資金は確保され、資金繰りは前期以前に比べ大幅に改善されております。

しかしながら、“第2の創業”をさらに推進し、中期目標を達成する上で、戦略的な/前向きな投資資金が不可欠な状況は変わりません。また、現在は借入資金の返済猶予に応じていただいております取引金融機関に対しても返済を再開し、社会的な責任を果たすとともに、継続企業の前題に関する注記の記載を解消することが急務だと考えております。

株主の皆様に対する責任を果たし、金融機関を含む取引先様に対する責任を果たし、長期低迷にも関わらず当社を支え続けてくれている執行役員、マネジャー、現場の社員に対する責任を果たし、10年後も20年後も存在している意義のある会社になるための、今がまさに勝負の時だと考えております。

以上の理由から、本日の取締役会において、資金繰りの一層の改善と、戦略的な/前向きな投資資金の創出を図る目的で、マイルストーン社への本新株予約権の発行を決議致しました。また、当該取締役会においては、『経営陣』にさらなるコミットメントを奮いおこさせるための新株予約権の発行を同時に決議しております。当該新株予約権の内容等につきましては、組込情報「四半期報告書（重要な後発事象）」をご参照ください。

#### (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c . 割当予定先の選定理由 (1) 本新株予約権の発行の目的及び理由」で記載しました「第2の創業の基本方向性」を遂行するには資金調達が必要不可欠であるため、様々な資金調達方法について検討を行ってまいりました。

「第2の創業」の目指すべき中期目標（3～5年、売上高50億円/営業利益2億50百万円）の実現に向け、「海外市場の取り込み」・「積極的な社外との提携」・「営業及び企画管理機能をバックアップする社内インフラの整備」を柱に掲げ、機動的自己資本の調達について具体的な検討に入ることとし、個別に、証券会社、アドバイザー会社に当社事業の資金調達の重要性について説明に努めてまいりました。それを受けて、多くの証券会社、アドバイザー会社より資金調達の手段についてご提案を頂きました。

当初より、現在の当社における資金ニーズは、「第2の創業の中期目標」3～5年間という期間の中で、売上高50億円/営業利益2億50百万円の達成と財務体質の強化を実現するためのものであることから、経営陣による中期経営方針の堅持が担保されることを前提条件として、各種資金調達方法について慎重に比較検討をすすめてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択するに際して行われた具体的な検討内容であります。

##### その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、借入は、直近で日本政策金融公庫からの融資実績はあるものの、他の金融機関からは返済猶予を受けていること、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式価値希薄化というリスクを伴いつつも、エクイティ・ファイナンスに依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、第三者割当増資による新株式の発行は資金調達が一時に可能になりますが、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一時に引き起こすことから資金調達手段として適当ではないと判断いたしました。公募増資につきましては、当社の経営状況に鑑みれば、引受先が集まらないリスクが高く、調達コストも新株予約権より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられることから今回の資金調達手段として適当ではないと判断いたしました。当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

### 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）

本資金調達方法は当社が主体となり設計できることが大きな特徴であり、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。具体的には、本新株予約権の割当予定先には投資目的、保有方針等に関して以下の点を要請しております。

- ・純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること
- ・株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと
- ・大株主として長期保有しないこと
- ・株式流動性向上への寄与並びに相対取引による予期しない株主の出現を防ぐために取得した株を市場で売却すること（本設計では、取得した株式を市場で売却することが条件とされております）
- ・環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと

当社が本資金調達方法を他の資金調達方法と比較して優れていると判断した理由は、以下の通りです。

#### 1．株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の割当予定先の保有目的は純投資であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。また一方で、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮した資金調達が可能と考えております。

#### 2．流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の20.28%（3,030,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

#### 3．資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項並びに譲渡指示条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得、もしくは他の割当予定先への譲渡指示が可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法もしくは、より有利な割当予定先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (3) 本新株予約権の特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに、早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

### (3) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権のスキームは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化を抑制しつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、市場の公平性や既存株主の皆様への影響といった点から懸念が示されている価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、既存株主の皆様が株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は92円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,030,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数を上限

に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使しなければなりません。そのため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、条件成就の日の大証二部における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数10,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の大証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、条件成就の日の大証二部における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数10,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行使指示が行われます。従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

なお、本行使指示は、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先が有限会社上中産業と締結した株式貸借契約に基づき保有している当社普通株式の数を超えないように行われます。

#### 取得条項

本新株予約権には、当該新株予約権の割当日(平成23年8月1日)から3ヶ月を経過した日(平成23年11月1日)以降いつでも、大証二部における当社普通株式終値が153円を超過した場合、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額(5,085円)で、当該新株予約権の全部又は一部を取得することができます旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項により、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達方法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができ、当該新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

#### 譲渡制限

本新株予約権は、第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡できません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が、譲受人にも承継されます。さらに、より有利な他の割当予定先が確保された場合には、当社の判断により割当予定先に対して新株予約権の半数を上限として譲渡指示することができます。

#### (4) 割当予定先を選定した理由

割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業戦略について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを念頭に候補先を検討してまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成23年7月14日開催の取締役会決議においてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。

割当予定先の選定理由は以下のとおりです。

##### ・マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社について

当社は、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めておりましたが、その中において、ファイナンスについて豊富な知識と経験を保有するアドバイザーが必要であると考え、平成23年6月、当社の上場時に引受証券会社の1社である証券会社との定期的な情報交換の中で、ファイナンシャル・アドバイザー業務(投資家の候補先の紹介及び当該候補先との調整等、以下FA業務といいます)を提供している株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーの紹介を受けました。また、割当予定先のマイルストーン社は、同社より紹介を受けた投資会社であります。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。

既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約2年5ヶ月で、当社を除く上場企業12社に対して、第三者割当による株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で約28億円の払込を行っている実績があります。

本新株予約権のスキーム並びに割当予定先であるマイルストーン社の組合せは、「第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由(2)本資金調達の方法を選択した理由」に記載したとおり、既存株主の皆様の株主価値の希薄化を抑制しつつ、当社が採り得る資金調達手段の中で、当社に最も適した条件であり、当社が受けた複数のご提案の中で、もっとも資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は3,030,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社からは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

本新株予約権の引き受けに際しては、同社はコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社の業績向上における支援者として、当社の株価水準に応じて資金調達要請にご協力頂くこととなっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込に要する財産の存在について確認しております。

また、当社といたしましては、以下の内容にて、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していることの確認を行っております。

当社は、平成22年2月1日から平成23年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が25億32百万円、営業利益が3億86百万円、経常利益が3億86百万円、当期純利益が53百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成23年1月31日現在の現金及び預金が3億8百万円であり、一方、長期借入金が3億59百万円であることを確認いたしました。なお、長期借入金の3億59百万円については、マイルストーン社の代表取締役である浦谷元彦氏よりの借入金であることを聴取により確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成23年6月21日現在の預金残高が3億16百万円であることを確認し、払い込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値により財務の健全性が確認されたこと及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

また、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、新株予約権の行使により取得した当社株式を市場で売却することにより、資金を回収し、その後、また新たな新株予約権を行使して株式を取得し、それを売却するという行為を繰り返して行うため一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社株主との間で、当社株式の貸借契約を締結しております。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を、聴取により確認しております。以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区 代表取締役 野口真人）による評価書を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を5,085円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成23年7月13日）の大証二部における普通取引の終値102円を参考として1株92円（乖離率 9.80%）に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均82.05円に対する乖離率は12.13%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均78.89円に対する乖離率は16.62%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均61.63円に対する乖離率は49.28%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、平成23年3月11日に生じた東日本大震災により、日本の株式市場全体が停滞しており、また、今後、引き続き停滞する状況は予想できても、回復基調になることを予想できない状況、あるいは回復するとしても何時頃になるのかを合理的に見込めない状況にあることから、取締役会決議日の前日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

以上から、本新株予約権の発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	-	-	3,030	16.90
仁慈資源ファンド1号投資事業組合	大阪市西区北堀江一丁目5番2号 四ツ橋新興産ビル11F	2,866	19.24	2,866	15.99
ファイリップ セキュリティーズ (常任代理人 藍澤證券株式会社)	11/F UNITED CTR 95 QUEEN SWAY HONGKONG (東京都中央区日本橋一丁目20番3号)	795	5.34	795	4.44
有限会社上中産業	東京都中央区八丁堀三丁目21番3-905号	712	4.78	712	3.97
アサヒ衛陶取引先持株会	堺市美原区小平尾451番地	674	4.53	674	3.76
バンクオブニューヨークアイエヌジー アジアピーティーイーバンクトウキョ ウレジデント (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	ING ASIA PRIVATE BANK LIMITED 9 RAFFLES PLACE,08-01 REPUBLIC PLAZA SINGAPORE 048619 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	584	3.92	584	3.26
丹司 克	大阪市住吉区	462	3.10	462	2.58
双日プラネット株式会社	大阪市中央区久太郎町一丁目6番29号	449	3.01	449	2.51
阿部 五美	東京都江戸川区	395	2.65	395	2.20
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	282	1.89	282	1.57
阿部 敬二	東京都江戸川区	262	1.76	262	1.46
計	-	7,481	50.23	10,511	58.64

(注) 1. 平成23年5月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年5月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てする予定の新株予約権の目的である株式の総数3,030,000株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第60期）及び四半期報告書（第61期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．平成23年2月25日開催の第60回定時株主総会の決議事項の内容について

平成23年2月25日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、近畿財務局長に臨時報告書を提出いたしました。

当該臨時報告書に記載した内容は以下のとおりです。

1 提出日 平成23年3月2日

#### 2 提出理由

平成23年2月25日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

#### 3 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成23年2月25日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、町元孝二、上中康司、福森哲也、三輪泰士の4氏を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、井関新吾、景山好庸の両氏を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案					
取締役4名選任の件					
町元 孝二	8,283	14	0	（注）	可決（95.7%）
上中 康司	8,283	14	0	（注）	可決（95.7%）
福森 哲也	8,283	14	0	（注）	可決（95.7%）
三輪 泰士	8,283	14	0	（注）	可決（95.7%）
第2号議案					
監査役2名選任の件					
井関 新吾	8,283	14	0	（注）	可決（95.7%）
景山 好庸	8,281	16	0	（注）	可決（95.6%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日	平成23年2月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期 第2四半期)	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	平成23年7月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年2月24日

アサヒ衛陶株式会社  
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員	公認会計士	在本 茂 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	矢本 博三 印
業務執行社員		

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第59期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。また当事業年度においても、引き続き営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映していない。
- (2) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年11月17日開催の取締役会において、本社・衛陶工場の土地・建物の譲渡を決議し、平成21年12月24日に引渡しを行った。
- (3) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年11月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成21年12月15日に実施した。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アサヒ衛陶株式会社の平成21年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アサヒ衛陶株式会社が平成21年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

内部統制報告書に記載されている決算・財務報告プロセスの有価証券報告書作成過程における重要な欠陥については、会社によって再度の検証が実施され、その結果特定した必要な修正はすべて反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月15日

アサヒ衛陶株式会社  
取締役会 御中

### O A G 監査法人

代表社員 公認会計士 橋本 浩 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 土井 一史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第60期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年12月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第59期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。また当第2四半期会計期間においても、引き続き営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映していない。
2. 「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は従来、商品及び製品の評価方法について、先入先出法による原価法（収益低下による簿価切下げの方法）によっていたが、第1四半期会計期間より、移動平均法による原価法（収益低下による簿価切下げの方法）に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年2月24日

アサヒ衛陶株式会社  
取締役会 御中

## O A G 監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 浩 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 一史 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第60期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映していない。
- (2) 「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は従来、商品及び製品の評価方法について、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっていたが、当事業年度より、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アサヒ衛陶株式会社の平成22年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アサヒ衛陶株式会社が平成22年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

アサヒ衛陶株式会社  
取締役会 御中

### O A G 監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 浩 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 一史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第61期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年12月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第60期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。